

○法務省告示第五十八号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百五十条の規定に基づき、次のとおり電子公告調査の業務の一部の休止の届出があつたので、同法第九百五十九条第三号の規定に基づき告示する。

令和二年四月二十四日

法務大臣 三好 雅子

- 一 登録番号 五
- 二 休止をする者の氏名又は名称 グローリー株式会社
- 三 休止をする者の住所 兵庫県姫路市下手野一丁目三番一号
- 四 休止する業務の範囲 五に掲げる期間中における電子公告調査申請の受付及び調査結果通知の発行（書面又は電磁的記録媒体による提供に限る。）
- 五 休止する年月日及びその期間 令和二年四月十七日午後零時から同年五月六日まで